

令和2年度建築物飲料水水質検査業における精度管理事業実施要領

1 目的

本事業は、建築物衛生法に基づく建築物飲料水水質検査業登録営業所事業者の分析技術の向上を図り、信頼性を一層高めることを目的として、データのバラツキの程度と正確さに関する実態を把握し、解析等を行うものです。

2 対象者

東京都知事の登録を受けた建築物飲料水水質検査業登録営業所事業者（ただし、水道法第20条第3項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた検査機関を除く。）

3 分析項目

鉛及びその化合物

4 実施方法

以下により実施します。なお、具体的な実施方法については、試料配付時に説明します。ただし、郵送を希望される検査機関には、説明資料を送付します。

4.1 配付試料の概要

試料名	量	個数	備考
鉛及びその化合物	3 L	1 本（ポリ瓶）※1	水溶液 ※2

※ 1 口内径×胴径×全高（mm）：Φ50×Φ122×307

※ 2 硝酸を10 mL/Lになるように添加

4.2 試料の配付

(1) 当センターにて直接配付を希望する場合

試料配付日：令和2年10月7日（水曜日）午後2時から

東京都健康安全研究センター1階1A・1B会議室

（午後2時から試料の取扱い及び実施方法について説明を行った後、試料を配付します。）

※ 配付試料を収納できるクーラーボックス等をお持ちください。

※ 車でお越しいただくことも可能ですが、駐車場の台数に限りがありますので、満車の際には、近隣の有料駐車場を利用していただく場合もあります。

(2) 郵送を希望する場合

試料着日：令和2年10月7日（水曜日）午後（料金着払い）

（試料の取扱い及び実施方法について、説明資料を同封します。）

※ 郵送料につきましては、貴検査機関に御負担いただきますので、予め御了承ください。

4.3 試料の分析

試料の分析は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働 大臣が定める方法（告示法）」で実施してください。

4.4 留意点

- (1) 分析を行う方は日常における当該項目の分析担当者としてください。
- (2) 分析は、配付試料から5回分の測定量を採取し、それぞれについて分析を行ってください。（計5回測定）
- (3) 分析の開始について、告示法の「試料の採取及び保存」に記載されている試験開始までの時間を遵守してください。ただし、機器の不具合等により期間内に分析できない場合は、その旨を報告書（別紙1）に記載してください。

4.5 報告書等の提出内容

当センターから電子メールにて送付するエクセルファイル（検査機関番号-精度管理報告書.xls）における、以下の（1）から（4）を作成し、電子メールにて提出してください。なお、提出する際はファイル名を「貴機関の検査機関番号-精度管理報告書」（例：1-精度管理報告書）と変更してください。

(1) 令和2年度建築物飲料水水質検査精度管理 報告書（別紙1）

検査機関番号、測定開始日、測定値及び貴検査機関における定量下限値を記入してください。

(2) 測定の詳細（別紙2）

各機関で実施した測定方法について、分析条件、使用機器及び試料測定データ等を記入してください。

(3) 令和2年度建築物飲料水水質検査精度管理 検査機関情報（別紙3）

検査機関番号、検査機関名、連絡先及び分析担当者の氏名等を記入してください。

(4) 提出物リスト（別紙4）

全ての提出内容を確認した後、チェックを記入してください。

その他、以下の書類の写しを郵送又は電子メールにて御提出ください。

なお、書類の形式は問いません。

- (1) 試料分析や検量線作成のためのチャート及び検量線等
- (2) 検査実施作業書や操作手順のフローシート等

※報告書等のエクセルファイルは東京都健康安全研究センターのWebサイト (http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/touroku/2seidokanri/) からダウンロードできます。ダウンロード方法は以下の通りです。

- ① 検索サイト(Google、yahoo等)で「東京都の事業登録制度」を検索します。
- ② 「東京都の事業登録制度」の「令和2年度建築物飲料水水質検査業における精度管理事業」からダウンロードします。

4.6 報告書等の入力における留意点

- (1) 分析結果の濃度は、mg/Lで表し、有効数字3桁（4桁目を四捨五入）で入力してください。（特に単位には注意してください。）
- (2) 分析結果について、実施項目の濃度が貴検査機関における定量下限値未満の場合は、統計処理の都合上「0」と入力してください。
- (3) 報告書及び測定の詳細のファイルは、表記する単位を変更しないでください。また記入欄（行や列）を増やすなど、様式の変更は絶対にしないでください。

5 報告書等の提出期限

令和2年10月23日（金曜日）（郵送の場合は、消印有効）

6 報告書等の提出方法

- 電子メールによる提出内容（別紙1～4）
報告書、測定の詳細、検査機関情報及び提出物リスト
- 郵送又は電子メールによる提出内容
分析結果を得るための情報（チャート、検量線及び検査実施作業書等）

7 報告書等の提出先

東京都健康安全研究センター広域監視部

建築物監視指導課 建築物衛生担当

〒169-0073 東京都新宿区百人町3-24-1

Eメール S0000287@section.metro.tokyo.jp

8 講評会

今回の結果について講評を行います。
日時、場所については別途通知します。

9 問合せ先

【事務手続に関する問合せ先】

東京都健康安全研究センター広域監視部
建築物監視指導課 建築物衛生担当
TEL 03-5937-1058 (直通)

【分析に関する問合せ先】

東京都健康安全研究センター薬事環境科学部環境衛生研究科
水質化学研究室 (建築物飲料水水質検査業水質精度管理担当)
TEL 03-3363-3231 (内線：5204)